



信託協会

〒100-0004 東京都千代田区大手町2-6-2 日本ビル6階  
TEL. 03-3241-7135  
<http://www.shintaku-kyokai.or.jp>

本資料は、信託制度の概要や信託業界の動向等を紹介し、  
信託の観念の普及を目的として作成しているものであり、個別  
の金融商品の勧誘・推奨を目的としたものではありません。

平成23年7月発行



# 日本の信託

## 2011



信託協会

## 信託機能の発揮による 社会の要請に対する適切な対応

信託は、国民生活に欠かせないインフラとして定着している一方、社会が直面する問題を幅広く解決できる新たな枠組みとしても活用され始めています。近年は、安全・確実な財産管理制度としての信託に対する期待度・注目度が高くなっており、これら社会からの要請に対し、適切な商品・サービスを提供し、信託のプレゼンス向上に努力してまいります。

## 経済・社会の活性化に貢献できる 新たな信託ビジネスの創出

信託は、専門性の発揮や創意工夫により経済・社会の活性化にまだまだ貢献できる可能性を秘めており、創造力の発揮によって、新ビジネスを作り出すことが可能です。皆様の期待やニーズに真摯に耳を傾け、新ビジネス創出のための環境・インフラづくりに努めてまいります。

## 信託に対する信頼の確保

信託は、まさに「信じて託す」ということであり、高いコンプライアンス意識のもと、誰もが安心して利用できるよう、信託の健全な発展に努力してまいります。

以上のような取り組みを通じて、広く皆様に信託制度を知っていただき、信託の存在意義を実感していただけるよう、まさに『信託を皆様にとって身近なものにしていく』、そのための努力を重ねてまいります。

# 目次

<b>1</b>	<b>信託の仕組み</b> .....	<b>3</b>
<b>2</b>	<b>信託兼営金融機関と信託会社等の概要</b> .....	<b>4</b>
	信託業の担い手 信託兼営金融機関、信託会社、グループ企業内の信託、 技術移転機関(承認TLO)	
	信託サービスの利用者の窓口 信託契約代理店および相続関連業務等に関する代理店、 金融商品取引業者	
<b>3</b>	<b>信託の受託概況(信託の機能別分類に基づく計数)</b> .....	<b>5</b>
<b>4</b>	<b>主な信託商品等</b> .....	<b>6</b>
	<b>1 個人向け</b> .....	<b>7</b>
	金銭信託(ヒット、実績配当型等) 投資信託 相続関連業務 不動産の売買・仲介	
	<b>2 法人向け</b> .....	<b>9</b>
	年金信託 資産流動化の信託(金銭債権の信託、不動産の信託) 財産形成信託 知的財産権の信託 排出権の信託 証券信託 有価証券の信託 証券代行業務 不動産業務	
	<b>3 公益・福祉</b> .....	<b>13</b>
	公益信託 特定贈与信託	
	<b>4 新たな類型の信託</b> .....	<b>15</b>
<b>5</b>	<b>信託業界・協会を巡る動向</b> .....	<b>16</b>
	<b>1 主な出来事</b> .....	<b>16</b>
	税制改正要望 規制改革・緩和要望 国債取引における清算機関の利用拡大 海外の信託関係協会等との交流 「信託オープンセミナー」の関西地区での初開催 指定紛争解決機関の指定 一般社団法人への移行	
	<b>2 信託業界のあゆみ</b> .....	<b>19</b>
	<b>3 信託業界の動き</b> .....	<b>20</b>
<b>6</b>	<b>信託協会の概要</b> .....	<b>21</b>
	<b>1 目的および事業</b> .....	<b>21</b>
	<b>2 組織</b> .....	<b>21</b>
	<b>3 信託協会加盟会社一覧(平成23年7月1日現在)</b> .....	<b>22</b>

# 1 信託の仕組み

信託とは、『委託者が信託行為（例えば、信託契約、遺言）によってその信頼できる人（受託者）に対して金銭や土地などの財産を移転し、受託者は委託者が設定した信託目的に従って受益者のためにその財産（信託財産）の管理・処分などをする』制度です。

このように信託では、相手への信頼が前提となっており、それだけに受託者には、信託法、信託業法において、善管注意義務、忠実義務、分別管理義務といった厳しい義務が課せられています。

## 受託者の義務

### ●善管注意義務

受託者は、善良な管理者の注意をもって信託事務の処理をしなければなりません。

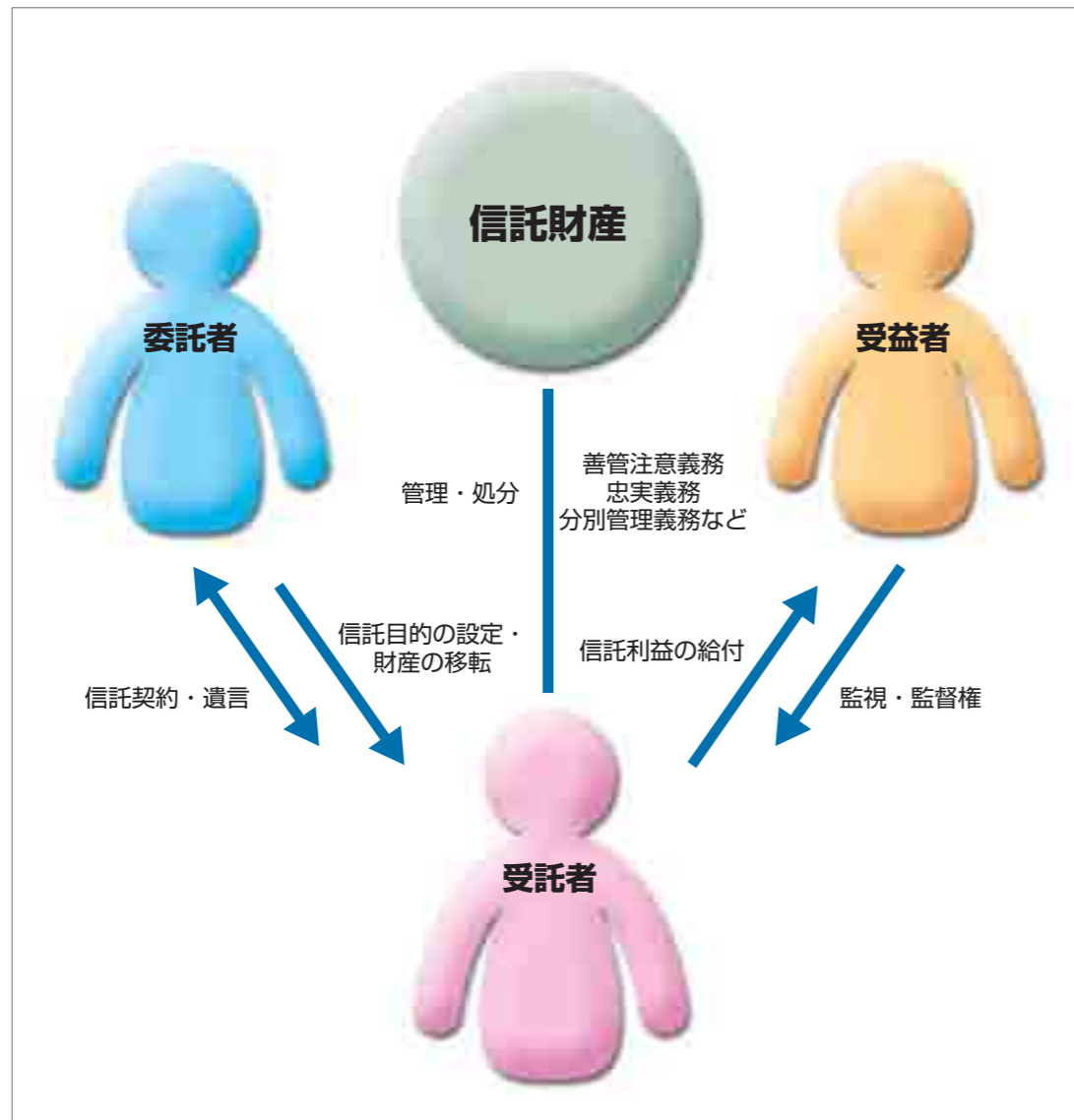
### ●忠実義務

受託者は、受益者のため忠実に信託事務の処理をしなければなりません。

### ●分別管理義務

受託者は、信託財産に属する財産と固有財産（受託者の個人財産）や他の信託財産に属する財産とを、分別して管理しなければなりません。

## 信託の仕組み



# 2 信託兼営金融機関と信託会社等の概要

## 信託業の担い手

	設立根拠法	免許・登録	組織形態	最低資本金の額	営業保証金の額	主な取扱業務
信託兼営金融機関 注1	銀行法(設立)注2 兼営法(信託業務の認可)	免許 注2	銀行等の 金融機関	20億円 注2	2,500万円	信託業務 併営業務 銀行業務
運用型信託会社 (運用型外国信託会社を含む) 注3	信託業法	免許	株式会社	1億円	2,500万円	信託業務 兼営業務
管理型信託会社 (管理型外国信託会社を含む) 注3	信託業法	登録 (3年毎に更新)	株式会社	5,000万円	1,000万円	管理型信託業務 兼営業務
グループ企業内の信託	信託業法	届出	会社	—	—	同一の会社集団が保有する 資産の管理
技術移転機関 (承認TLO)	信託業法	登録	法人	—	1,000万円	特定大学技術移転 事業に該当する信託の引受け

注1 信託兼営金融機関には、信託銀行、都市銀行、地方銀行等があります。

注2 銀行以外の金融機関の設立、免許、組織形態および最低資本金の額は、それぞれの根拠法によります。

注3 平成23年6月末現在で、運用型信託会社6社、管理型信託会社7社が営業しています。

## 信託銀行等の店舗の設置状況(平成23年3月末現在)

(単位:店舗)

	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	合計
店舗数	5	5	249	9	29	170	12	6	20	505

(注)本表は、信託銀行および都市銀行の信託業務を営む店舗数です。これ以外に地方銀行等(757店)が信託業務を営んでいます。

## 信託サービスの利用者の窓口

### 信託契約代理店および相続関連業務等に関する代理店

#### 設置状況(平成23年3月末現在)

(単位:行・金庫・組合・社・人・店舗)

業態	代理店数	
	取扱い店舗数	店舗数
法人	信託銀行・都市銀行等	11
	地方銀行	59
	第二地方銀行	26
	信金中金	1
	信用金庫	52
	商工中金	1
	信用組合	1
個人	信用農業協同組合連合会	15
	農業協同組合	57
	計	223
事業会社等	56	
個人	8	
合計	287	

### 金融商品取引業者

第二種金融商品取引業者は、信託受益権の販売を行うことができます。信託受益権の販売は、金融商品取引法上、第二種金融商品取引業または登録金融機関業務として規制されています。

# 3 信託の受託概況 (信託の機能別分類に基づく計数)

信託の受託概況(信託の機能別分類に基づく計数) (3月末現在)

(単位:兆円)

機能別分類	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
<b>資産運用型信託</b> <small>注2</small>	159.5	153.2	112.7	104.0	110.7
金銭信託	82.7	75.2	36.5	25.8	26.8
年金信託	39.5	37.4	34.9	33.4	34.8
金銭信託以外の金銭の信託	1.4	1.5	1.9	1.4	1.6
有価証券の信託	35.7	38.8	36.4	39.8	43.8
包括信託	—	—	2.8	3.3	3.5
<b>資産管理型信託</b> <small>注3</small>	468.9	504.4	543.9	574.1	574.8
金銭信託	63.9	66.0	88.0	101.1	96.7
年金信託	42.7	47.8	45.0	43.5	43.0
投資信託	88.0	100.7	98.0	102.2	106.1
金銭信託以外の金銭の信託	18.0	13.3	11.2	10.7	9.9
再信託	256.1	276.4	235.4	249.1	252.4
包括信託	—	—	66.0	67.2	66.4
<b>資産流動化型信託</b> <small>注4</small>	62.7	66.7	66.7	63.5	59.9
金銭債権の信託	39.6	40.4	39.6	37.2	34.5
不動産の信託	22.6	26.0	26.4	25.8	24.9
<b>その他とも合計</b>	741.3	796.8	743.7	761.3	767.3

**注1** 本表の計数は、信託協会が作成した複数の統計資料を利用して作成した概数です。また、機能別分類の内訳には、主な信託商品を掲載しています。

**注2** 資産運用型信託とは、受託者(信託銀行等)が自らの裁量により資産を運用する信託をいいます。

**注3** 資産管理型信託とは、受託者が委託者等の指図に基づき資産を管理する信託をいいます。なお、再信託とは、信託銀行が委託者になったものをいいます。

**注4** 資産流動化型信託とは、資産の流動化を図り、原資産保有者が資金調達を行うための信託をいいます。

(注) 1. 平成21年3月末の計数より、「資産運用型信託」および「資産管理型信託」の内訳に「包括信託」を設けています。これは、これまで「その他とも合計」の「その他」に含まれていたものの一部を信託の機能に応じて再分類したものです。  
2. 「包括信託」とは、金銭、有価証券など複数の種類の財産を同時に信託するものです。

# 4 主な信託商品等

## 1 個人向け

● 金銭信託  
(ヒット、実績配当型等) P7

● 相続関連業務  
<併営業務> P8

● 投資信託  
(窓口販売) P7

● 不動産の売買・仲介  
<併営業務> P8

## 2 法人向け

● 年金信託  
・厚生年金基金信託  
・確定給付企業年金信託  
・確定拠出年金信託  
・適格退職年金信託  
・国民年金基金信託 P9

● 財産形成信託 P10

● 有価証券の信託 P12

● 知的財産権の信託 P11

● 証券代行業務  
<併営業務> P12

● 排出権の信託 P11

● 不動産業務  
<併営業務> P12

● 資産流動化の信託  
・金銭債権の信託  
・不動産の信託 P10

● 証券信託  
・特定金銭信託  
・ファンドトラスト P11

## 3 公益・福祉

● 公益信託 P13

● 特定贈与信託 P14

## 4 新たな類型の信託

● 受益証券発行信託 ● 限定責任信託 ● 目的信託 ● 自己信託  
● 事業の信託 ● 担保権の信託 ● 家族信託 P15

(注) 1. この他に、信託兼営金融機関では、預金、貸出、為替、保険の販売など銀行の業務も取扱っています。  
2. 以下、本冊子での「信託銀行等」は「信託兼営金融機関および信託会社」をいいます。  
3. 取扱商品、取扱業務の後のページ番号は、本冊子での説明ページです。

# 1 個人向け

## 金銭信託(ヒット、実績配当型等)

金銭信託には、いろいろな種類があり、目的に合わせて利用されています。  
 例えば、合同運用指定金銭信託には、一定期間据え置いた後はいつでも手数料なしで払い出すことができるヒットや運用実績に応じて収益金が支払われる実績配当型の金銭信託があり、顧客のニーズに応じた貯蓄手段として、広く利用されています。

## 投資信託

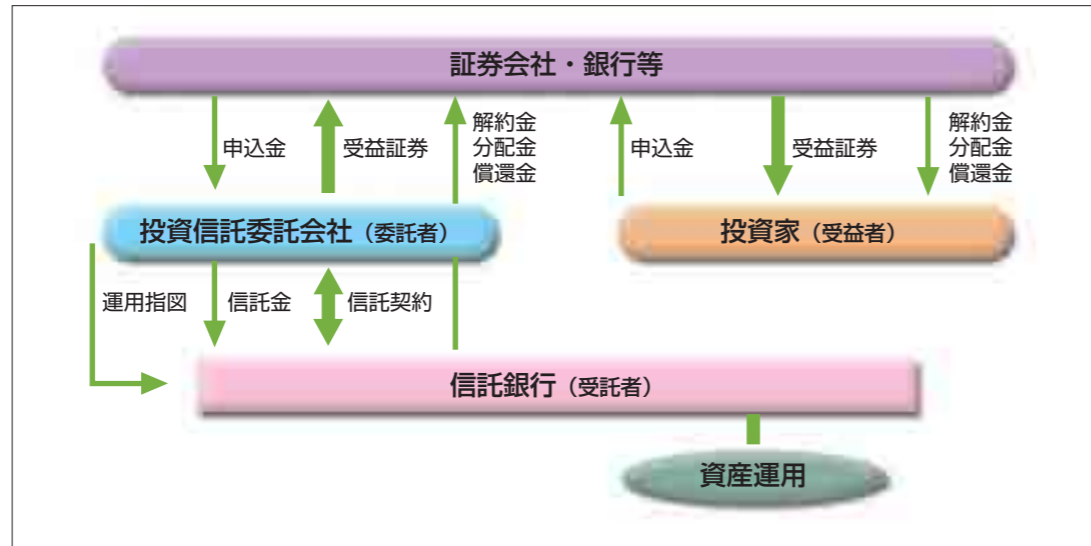
投資信託は、個人投資家等から集めた資金をまとめて、専門家が投資家に代わって有価証券や不動産などに運用し、その運用成果を投資家に分配する信託です。

信託銀行は受託者として、財産管理機能を発揮して投資信託財産の管理を行っています。

また、信託銀行をはじめ各種金融機関は、顧客の資産運用のニーズの多様化に対応するため、投資信託の窓口販売を行っています。

なお、投資信託の受託残高は、106兆円(平成23年3月末現在)となっています。

### ●投資信託(委託者指図型)の仕組み



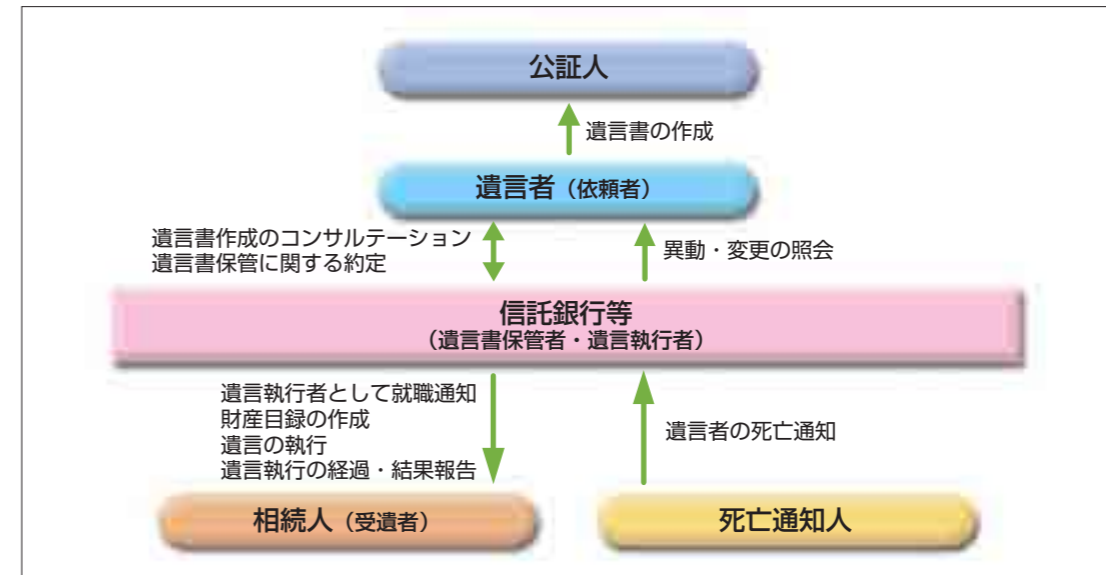
(注) 投資信託には、投資信託委託会社が受託者である信託銀行に運用指図を行う「委託者指図型投資信託」と信託銀行が自らの裁量で運用を行う「委託者非指図型投資信託」があります。

## 相続関連業務

近年、遺産に関わる争いを未然に防ぐため、遺言に対する関心が高まっています。また、高齢者の資産の蓄積や核家族化の進展により、財産の円滑な承継を行うための有効な手段として、遺言信託業務をはじめとする相続関連業務が注目されています。

信託銀行等では、このようなニーズに応じて、遺言書の保管から、財産に関する遺言の執行までを行う遺言信託業務、さらに、相続財産目録の作成や遺産分割手続き等を行う遺産整理業務まで幅広く行っています。

### ●遺言信託業務の仕組み



### ■相続関連業務の実績の推移(3月末現在)

(単位:件)

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
遺言書の保管件数	57,346	61,644	65,612	68,911	72,333
保管のみ	8,018	7,574	7,175	6,142	5,948
執行付	49,328	54,070	58,437	62,769	66,385
遺産整理	2,943	2,735	2,695	2,699	2,951

(注) 遺言書の保管件数は年度末現在の計数、遺産整理の計数は年度中の実績です。

## 不動産の売買・仲介

信託銀行は、住宅や店舗・ビル等の売買・賃貸借の仲介、不動産会社との提携によるマンション・住宅の分譲等、さまざまな不動産業務を展開しています。

また、専門スタッフを多数擁し、全国に広がる店舗を駆使してサービスの提供に努めています。

## 2 法人向け

### 確定給付企業年金

確定給付企業年金は、将来にわたって約束した給付を支給する企業年金制度です。確定給付企業年金には、規約型企業年金と基金型企業年金があります。

### 確定拠出年金

確定拠出年金は、従業員(委託者)の指示による積み立て期間中の運用の結果により、将来受け取る給付額が変動する制度です。確定拠出年金には、企業型年金と個人型年金があります。

注1 受託件数は、共同受託の場合は重複計上を避けるため幹事会社をベースに計上しています。

注2 本表の受託残高は時価ベースです。

注3 厚生年金基金、確定給付企業年金および適格退職年金の件数は、基金数および制度数です。

注4 確定給付企業年金の件数および残高は、規約型および基金型の合算値です。

### 適格退職年金制度の廃止

適格退職年金制度は、平成24年3月末をもって廃止されます。引き続き、税制上の優遇措置を受けるためには、厚生年金基金制度、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度等に移行する必要があります。

その移行にあたり、信託協会では、税制改正要望や規制改革要望を通じて、企業年金制度の利便性の向上とともに移行推進に努めています。また、信託銀行においても、厚生労働省や企業年金連合会などによるその移行推進のための各種プロジェクトに参画しています。

## 年金信託

企業年金制度は、民間企業や団体が従業員に対して、退職後の所得を保障する目的で独自に行う年金制度で、上場企業の多くが採用しています。

信託銀行では、厚生年金基金信託、確定給付企業年金信託、確定拠出年金信託および適格退職年金信託を取り扱っており、年金資産の管理・運用を行うとともに、加入者・受給者の管理、年金数理計算、給付金の支払い等を行っています。

なお、年金数理計算を行う専門スタッフとして、年金数理人181人、アクチュアリー191人(平成23年3月末現在)を擁しています。

また、自営業者等の老後の所得保障の充実のための「国民年金基金制度」に基づき、信託銀行では国民年金基金信託も取り扱っており、受託残高は2兆5,749億円(平成23年3月末現在)となっています。

### 企業年金の受託概況(平成23年3月末現在)

(単位: 件、億円)



### 受託件数の推移(3月末現在)

(単位: 件)

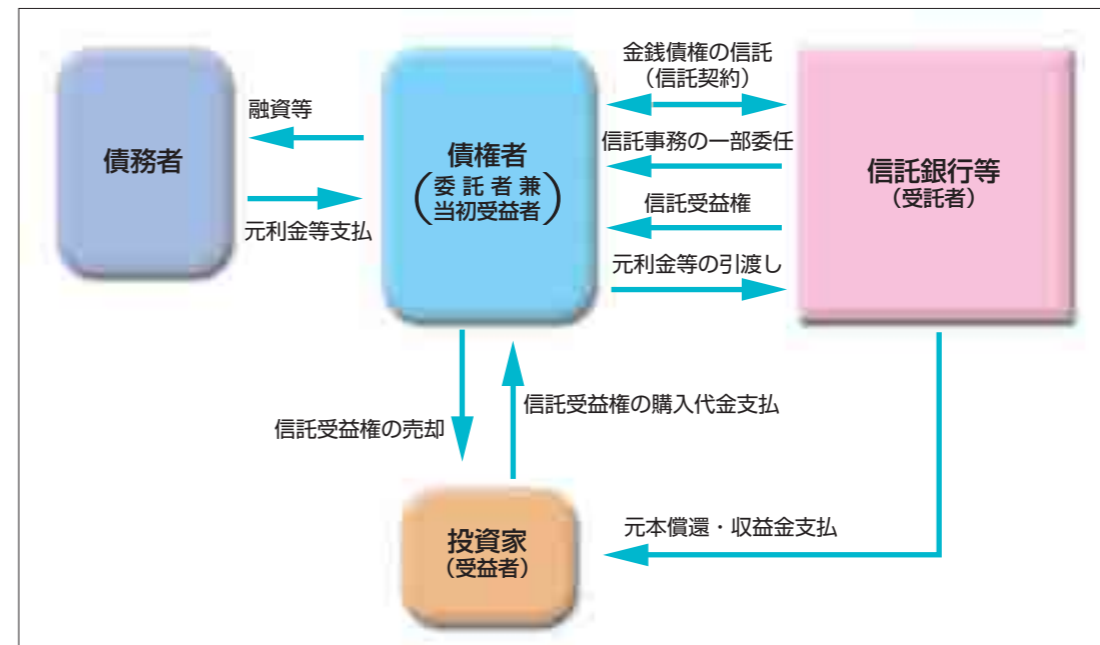
	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
厚生年金基金	658	626	617	608	595
確定給付企業年金	1,942	3,101	5,008	7,405	10,050
適格退職年金	38,885	32,826	25,441	17,184	8,051

## 資産流動化の信託(金銭債権の信託、不動産の信託)

資産流動化の信託は、金融機関、企業の財務の改善や資金調達の方法として利用されています。主なものとしては、金銭債権の信託や不動産の信託があり、受託残高は59兆円(平成23年3月末現在)となっています。

このうち、金銭債権の信託には、企業が保有する売掛債権を信託する売掛債権信託、金融機関が保有する住宅ローン債権等の貸付債権を信託する貸付債権信託、リース・クレジット会社が保有する債権を信託するリース・クレジット債権の信託等があります。

### 金銭債権の信託の仕組み

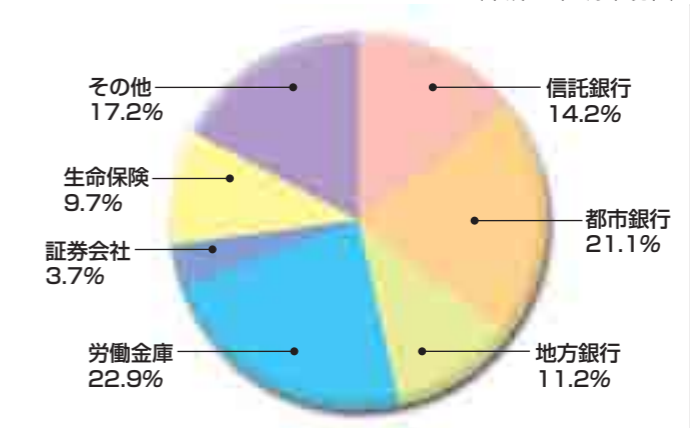


## 財産形成信託

勤労者の計画的な財産形成を促進し、その生活の安定を図ることを目的とした「勤労者財産形成促進制度」に基づき、信託銀行では、財産形成信託、財産形成年金信託、財産形成住宅信託等を取り扱っています。

### 財産形成貯蓄取扱金融機関別シェア

(平成23年3月末現在)



## 知的財産権の信託

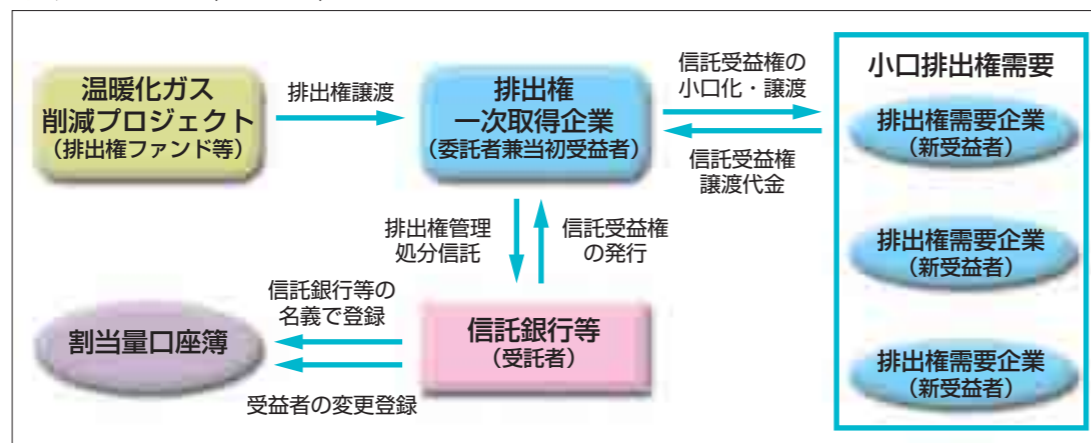
知的財産権の信託は、権利侵害からの保護、効率的な管理および資金調達のための手段として特許権、著作権などの知的財産権を信託するもので、例えば、企業が保有する特許権の一括管理を目的とした特許権の信託等があります。

## 排出権の信託

地球温暖化問題への対応として、温室効果ガス削減の取組みが行われている中で、排出権の活用が期待されています。

排出権の信託は、排出権の取得・管理・処分の円滑化等を目的とするもので、例えば、大量の排出権を保有する企業が排出権を信託銀行等に信託し、排出権の需要のある企業に対して小口化した信託受益権を譲渡するスキームや、排出権の購入を希望する企業が金銭を信託銀行等に信託し、信託銀行等が購入した排出権を当該企業に対して提供するスキームなどがあります。

### ● 排出権信託(小口化)の仕組み



## 証券信託

証券信託は、主に金銭を有価証券に運用する目的で信託され、それには、特定金銭信託、ファンドトラストなどがあり、金融法人等の資金運用手段として利用されています。

### 注目されている信託 ～ESOP信託～

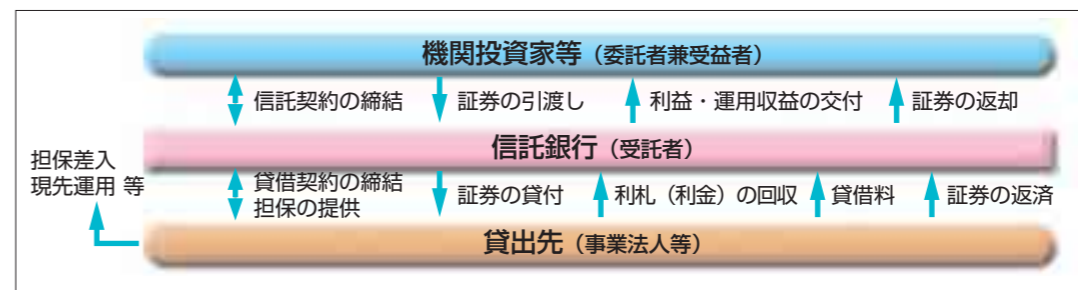
近年、米国のESOP(Employee Stock Ownership Plan)を参考に信託スキームを活用した、「ESOP信託」が注目されています。この信託には、退職者等に自社株を付与する「退職給付型」や従業員持株会の仕組みを発展させた「持株会型」があり、従業員の福利厚生制度の充実などに寄与しています。

## 有価証券の信託

有価証券の信託は、信託の引き受けの際の信託財産が有価証券である信託で、受託残高は59兆円(平成23年3月末現在)となっています。有価証券の信託には、委託者の目的により、有価証券の貸付運用(レポ取引)等によって収益をあげることを目的とした「運用有価証券信託」、有価証券の利息・配当金・償還金の取立てや新株の払込みなどの管理を目的とした「管理有価証券信託」などがあります。

最近では、退職給付信託のほか、企業が役員・従業員に対して、あらかじめ定められた価格で自社株を購入できる権利を与える「ストック・オプション制度」といった多様なスキームに利用されています。

### ● 運用有価証券信託(賃貸借型)の仕組み



## 証券代行業務

信託銀行は、株式発行会社の委託を受け、株主名簿の管理をはじめ多様な株式事務を円滑に行っています。

わが国の上場会社96.0%(平成23年3月末現在)の株式事務を受託しているほか、外国会社の株式事務も受託しています。

### ● 証券代行業務取扱状況の推移(3月末現在)

(単位:社、千人)

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
会社数	7,485	7,469	6,893	6,480	6,427
株主数	49,050	49,608	50,853	51,076	52,558

## 不動産業務

信託銀行は、不動産の仲介や分譲のほか、企業が保有する不動産の活用のためのコンサルティング、不動産の管理等の幅広い不動産業務を行っています。

また、信託銀行では、不動産鑑定評価の業務も行っており、不動産鑑定士および不動産鑑定士補628人(平成23年3月末現在)を擁しています。

### 退職給付信託

退職給付信託は、企業が保有する有価証券等を退職給付にあてるために信託し、信託銀行がその有価証券等を当該企業の従業員および退職者のために管理する信託です。

### 3 公益・福祉

#### 公益信託

公益信託は、奨学金支給、自然科学研究助成、社会福祉等の公益活動の助成を目的として、個人や企業が信託銀行等に金銭等の財産を信託する制度です。

社会貢献活動に対する国民の関心は高まっており、受託件数は525件、受託残高は622億円（平成23年3月末現在）となっています。

また、一定の要件を満たす公益信託には税制上の優遇措置が講じられています。

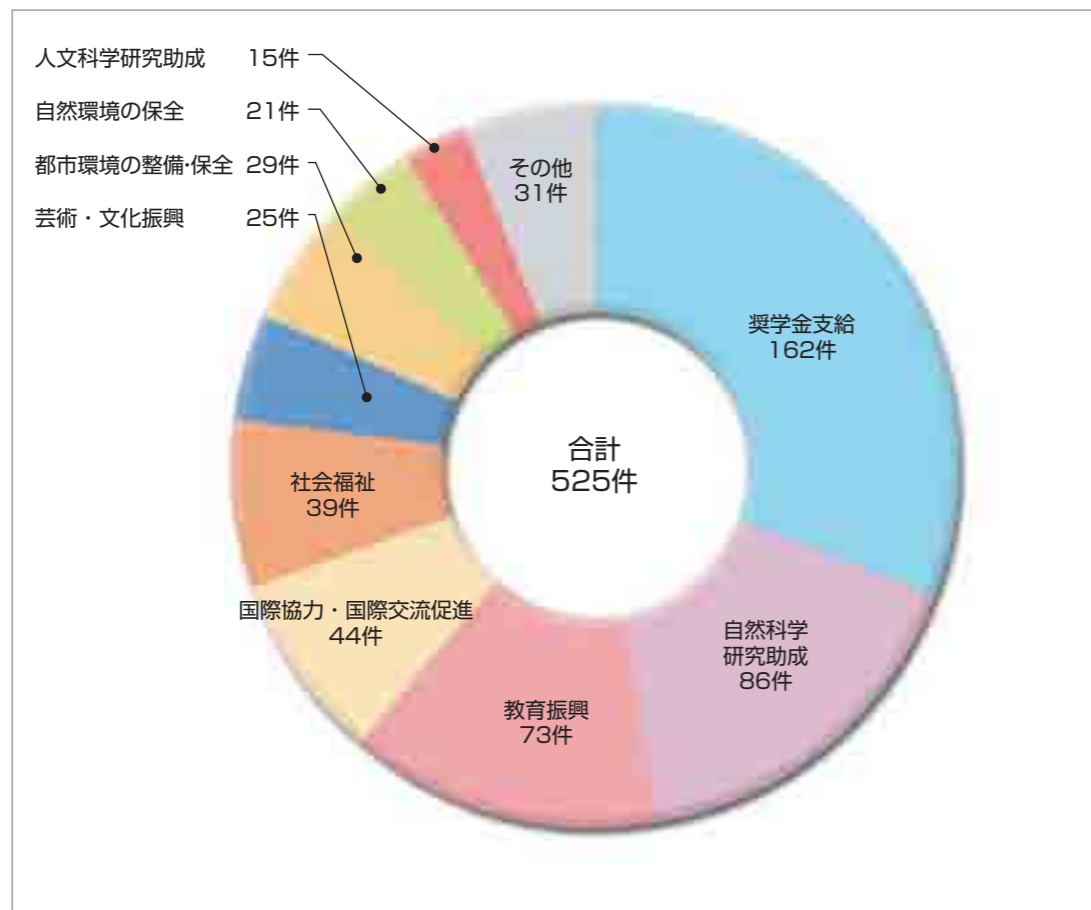
#### 公益信託の税制

公益信託のうち、一定の要件を満たすものを「特定公益信託」といいます。また、特定公益信託のうち、一定の信託目的を有するものとして主務大臣の認定を受けたものを「認定特定公益信託」といいます。それぞれに金銭を出捐した場合には税制上の優遇措置があります。

#### 〔拠出金の税制上の取扱い〕

委託者	特定公益信託	認定特定公益信託
個人（相続財産）	—	寄附金控 相 続 税 非 課 税
法人	一般寄附金として損金算入	別 枠 損金算入

#### ● 公益信託の受託件数（平成23年3月末現在）



#### ● 公益信託の受託状況および助成実績の推移（3月末現在）

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
受託件数	555	553	546	540	525
受託残高	682	691	667	653	622
助成先数	8,610	8,406	10,123	9,741	9,493
助成金額	41.8	43.9	48.5	40.8	46.0

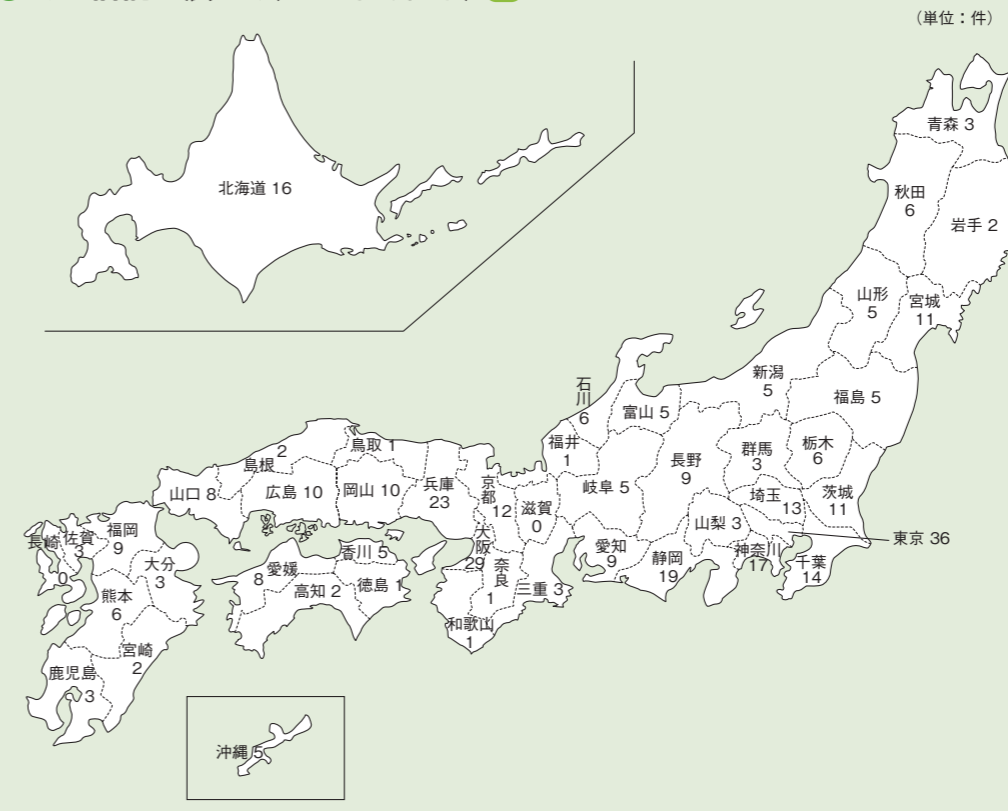
（注）受託件数・受託残高は年度末現在の件数・残高、助成先数・助成金額は年度中の実績です。

#### ■ 公益信託法制改正への期待

改正信託法（平成19年9月施行）では、公益信託については、公益法人（特に公益財団法人）と類似の機能を有することから、公益法人制度の改正趣旨を踏まえつつ、整合性のとれた制度とする観点から、改正が見送られました。

公益信託法制の改正については、本格的な検討が行われることが見込まれますが、公益信託は、引き続き公益法人制度とともに、それぞれの制度の特徴に応じて、その機能を補完し合い、民間公益活動の発展に寄与することが期待されています。

#### ● 公益信託の広がり（平成23年3月末現在）注



注 公益信託全体 525件  
（全国ベース 168件）  
（都道府県ベース 357件）

この図では都道府県ベースのものを示しています。

#### ■ 特定贈与信託

特定贈与信託は、特別障害者（重度の心身障がい者）の生活の安定を図ることを目的、その親族や篤志家等が信託銀行等に金銭等の財産を信託するものです。

信託銀行等は信託された財産を管理・運用し、特別障害者の生活費や医療費等に充てるため、信託財産の一部から定期的に金銭を支払います。

この信託を利用すると、6千万円を限度に贈与税が非課税となります。

なお、受託件数は1,042件、受託残高は236億円（平成23年3月末現在）となっています。

#### ● 特定贈与信託の受託件数および残高の推移（3月末現在）

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
受託件数	1,238	1,182	1,146	1,088	1,042
受託残高	281	268	257	244	236



## 4 新たな類型の信託

信託法の改正（平成19年9月施行）により、受託者の義務の合理化や、受益者の権利行使の実効性・機動性を高めるための規律の整備が行われたほか、信託を多様な形で利用するというニーズに応えるための新しい類型の信託の創設などが行われています。

受益証券発行信託	信託行為に定めを置くことにより、受益権を表示する有価証券（受益証券）を発行できるようになりました。 既に内国商品現物型ETFとして利用されているほか、外国株式、外国ETF、外国ETNを信託財産とした日本型預託証券（JDR）の上場制度が整備されています。
限定責任信託	受託者の責任が信託財産に限定される信託を設定できるようになりました。 資産の流動化やベンチャー事業で利用されることが期待されています。
目的信託	受益者の定めのない信託が許容されることとなりました。 市民活動やボランティア活動の受け皿などとして利用されることが期待されています。
自己信託	委託者が自ら受託者となる自己信託が許容されることとなりました。
事業の信託	信託行為の定めによって、信託設定前に生じた委託者の債務を、受託者が信託財産を引当てとする債務として引き受けることができることが明確化されました。 これによって、事業（積極財産と消極財産の集合体）を信託したのと同様の状態を作り出すできるようになりました。
担保権の信託 （セキュリティ・トラスト）	信託を担保権設定の方法で設定することができることが明確化されました。 シンジケートローンなどにおいて担保権の管理を行う手法として利用されています。
家族信託	遺言代用信託・後継ぎ遺贈型受益者連続信託に関する規定が新設されました。 個々の家族の事情に合わせた生存配偶者・子女の生活保障、個人事業の承継などを実現するための手段として利用されています。

# 5 信託業界・協会を巡る動向

## 1 主な出来事

### 税制改正要望

<平成23年度税制改正要望>

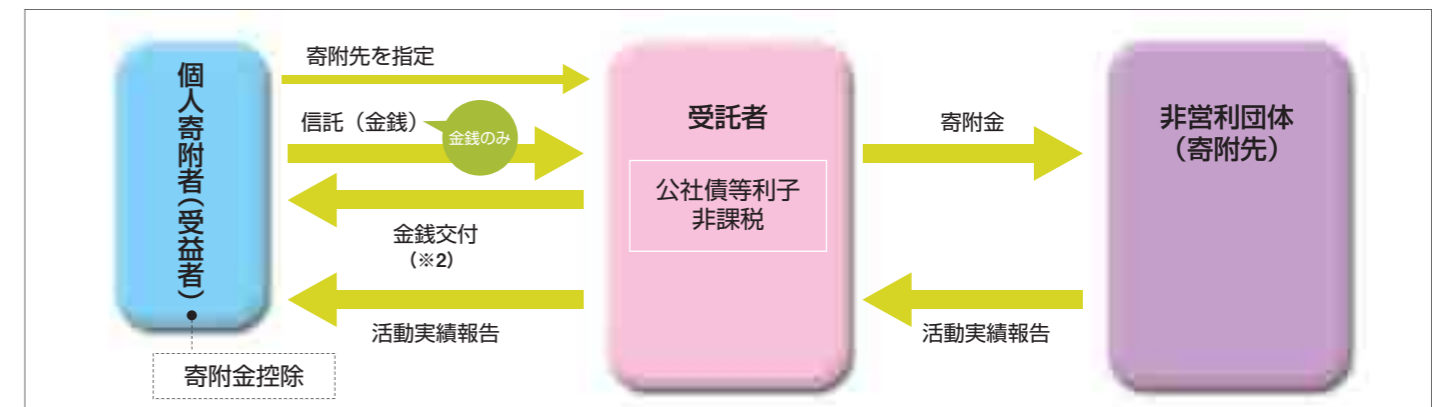
信託協会では、平成22年6月に、次の主要要望項目をはじめとする「平成23年度税制改正に関する要望」を取りまとめ、金融庁等関係省庁をはじめ関係各方面に要望しました。

#### 【主要要望項目】

- 企業年金等の積立金に係る特別法人税の撤廃  
企業年金および確定拠出年金等の積立金に係る特別法人税を撤廃すること。
- 非営利団体に対する寄附を目的とする信託に関する税制措置（日本版ブランド・ギビング信託の創設）  
個人寄附者とNPO法人や学校法人、社会福祉法人等の非営利団体との間をつなぐ寄附仲介機能を強化する観点から、非営利団体に対する寄附を目的とする信託について、所要の税制措置を講じること。
- 次世代の教育をサポートするための信託に係る贈与税等の特例措置  
信託機能を活用した、子、孫等への将来の教育資金の贈与について、贈与税の課税繰延等の所要の税制措置を講じること。
- 金融所得課税の一体化の推進のための税制措置  
金融所得課税の一体化を推進すること。具体的には、金融資産に対する課税の簡素化・中立化の観点から、課税方式の均衡化を図るとともに、預金・合同運用信託等を含め、損益通算を幅広く認めること。  
納税の仕組み等については、一体化の実施時期に応じて、納税者の利便性に配慮しつつ、金融機関が対応可能な、実効性の高い制度とすること。

要望の結果、平成23年度税制改正大綱において、1.については、課税凍結期間を3年間延長することとされ、2.については、特定寄附信託（いわゆる「日本版ブランド・ギビング信託」）に係る利子所得の非課税制度を創設することとされたほか、4.については検討事項に記載されました。特定寄附信託については、平成23年6月に税法の改正が公布・施行されました。

#### ●非営利団体に対する寄附を目的とする信託の仕組み（※1）



(※1) 認定NPO、公益法人等に定期的または信託終了時に金銭交付される信託スキーム。委託者は寄附金について寄附金控除を受けることができる。  
(※2) 信託元本の一定割合について、寄附者が受給することも可能。

## ＜平成24年度税制改正要望＞

信託協会では、平成23年7月に、次の主要要望項目をはじめとする「平成24年度税制改正に関する要望」を取りまとめ、金融庁等関係省庁をはじめ関係各方面に要望しました。

### 【主要要望項目】

1. 東日本大震災からの復興支援に資する信託活用のための税制措置
  - (1) 国や地方自治体による国・公有地の土地信託に係る登録免許税・固定資産税・不動産取得税等を非課税とすること。
  - (2) 特定寄附信託（日本版ブランド・ギビング信託）制度について、所要の拡充措置を講じること。
  - (3) 被災地復興に向けたファイナンスに伴い活用される担保権信託（セキュリティ・トラスト）における、抵当権等の信託登記及び登録に係る登録免許税を非課税とすること。
2. 企業年金等の積立金に係る特別法人税の撤廃  
企業年金および確定拠出年金等の積立金に係る特別法人税を撤廃すること。

## 規制改革・緩和要望

### ＜規制・制度の改善に関する提案＞

信託協会では、平成22年10月に、政府において実施された「国民の声」の集中受付に対応して、①信託機能の活用の一層の促進の観点から19項目、②利便性が高く、安定した企業年金制度の構築の観点から9項目の合計28項目の要望からなる「規制・制度の改善に関する提案」を取りまとめ、内閣府行政刷新会議国民の声担当室に提出するとともに、金融庁をはじめ関係各方面に要望活動を展開しました。

その結果、「従業員持株スキームにおける信託から従業員持株会への売付について、インサイダー取引規制の適用除外とすること」については、平成23年2月に公表された各省庁からの回答において「現行制度下で対応可能」とされました。

また、過去の規制改革要望（平成21年6月、22年2月）において要望した「金融商品取引所に上場している受益証券発行信託の受益証券について、信託財産状況報告書等の交付義務を免除すること」については、平成22年11月19日付で公布・施行された「信託業法施行規則等の一部を改正する内閣府令」で措置されました。

### ＜東日本大震災からの復興に資する規制緩和要望＞

信託協会では、平成23年6月に、被災地の一日も早い復興に資するため、①公共施設復旧に向けた土地信託機能の活用観点から2項目、②不動産取引の早期回復の観点から4項目の合計6項目からなる規制緩和に係る要望を取りまとめ、内閣府行政刷新会議事務局に提出するとともに、関係各方面に要望活動を展開しました。

### 【具体的な要望】

- I. 公共施設復旧に向けた土地信託機能の活用
  - ① 地方公共団体が公共施設整備を主たる目的として土地信託を行うことを可能とすること
  - ② 地方公共団体が土地を信託する場合において金銭も信託可能とすること
- II. 不動産取引の早期回復
  - ③ 法務局や市町村役所等の被災、権利証の紛失等の理由により登記受付ができない場合の緩和・代替措置
  - ④ 震災の影響で官民境界の確定に時間がかかる場合の緩和・代替措置
  - ⑤ 被災地の状況を鑑みた土壌汚染対策法で求められる土壌調査の緩和・代替措置
  - ⑥ 復興時に集中する建築確認手続き、開発許可手続き等の各種行政手続きの緩和・代替措置

## 国債取引における清算機関の利用拡大

信託協会と日本国債清算機関は、「金融・資本市場に係る制度整備について」（平成22年1月21日金融庁公表）に基づき、平成22年6月に「国債取引における清算機関の利用拡大に係る工程表」を取りまとめました。平成22年12月および平成23年6月には、工程表の進捗状況について発表しています。

また、信託協会と日本証券業協会および日本国債清算機関は、市場関係者の方々などを対象として、「国債取引の決済リスク削減に向けた取組み」に関する説明会（平成23年5月30日開催）を開催しました。

## 海外の信託関係協会等との交流

アジア各国との連携強化が強く求められている中で、信託協会では、平成22年10月に中国信託業協会を初めて往訪し、お互いの協会活動の紹介や業界動向等について情報交換を行いました。

また、日本の最近の信託業界の動向調査のため、台湾や韓国からも信託関係協会の来訪があり、協会ベースでの国際交流を通じてお互いの制度への理解を深めました。

## 「信託オープンセミナー」の関西地区での初開催

信託協会では、信託制度の活用が多様化していく中で、信託制度の健全な発展に資する活動の一層の充実を図るため、平成21年度から信託に関する法制・税制・会計などをテーマとして「信託オープンセミナー」を開催しています。

同セミナーは、加盟会社の役職員のみならず、広くこれらの実務に携わるの方々などを対象として、信託制度や業務に関する理解を深めるといった観点から、これまでの関東地区での開催に加え、第5回信託オープンセミナー（平成22年11月19日開催）は、初めて関西地区（於：大阪銀行協会ビル）で開催しました。

## 指定紛争解決機関の指定

金融分野における裁判外紛争解決制度の施行にあわせ、利用者保護の更なる推進という観点から、金融庁から信託業法および金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づく指定紛争解決機関の指定を受け、平成22年10月から全ての信託兼営金融機関、信託会社等と契約を締結し、信託業務等に係る苦情の解決、あっせん等の紛争解決支援業務を開始しました。

また、同機関としての業務開始に伴い、利用者保護の一層の推進のため、信託相談所のリーフレット・ポスターを作成し、信託兼営金融機関、信託会社の店頭へ備置するなどの周知活動を行うとともに、ホームページ等を通じて、あっせん委員会の運営状況について公表しています。

## 一般社団法人への移行

信託協会では、新たな公益法人制度への対応について検討を重ね、一般社団法人へ移行することとしました。移行認可申請に必要な新しい法人制度に対応した定款の変更案や公益目的支出計画の作成について、平成23年4月開催の通常総会において承認を経たのち、内閣府公益認定等委員会へ申請を行いました（移行予定日：平成23年10月）。

## 2 信託業界のあゆみ

	年月	事項
大正	8年 2月	任意団体「信託会社協会」設立
	12年 1月	信託法・信託業法施行(大正11年4月公布) 信託会社協会は関西信託協会と合併し、「信託協会」と改称
	12年 12月	旧信託会社(5社)に対し信託業法による信託業の初免許
	15年 1月	社団法人信託協会創立
昭和	4年 5月	信託業法の一部改正施行により「財産に関する遺言の執行」および「会計の検査」の両業務追加
	18年 5月	普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律施行
	26年 6月	証券投資信託法施行
	27年 6月	貸付信託法施行
	29年 10月	大蔵省が銀行・信託の分離方針を決定
	31年 11月	動産設備信託の取扱開始
	33年 11月	証券代行業務の取扱開始
	37年 4月	適格退職年金信託の取扱開始
	41年 10月	厚生年金基金信託の取扱開始
	47年 1月	財産形成信託の取扱開始
	50年 5月	特定贈与信託の取扱開始
	50年 10月	財産形成給付金信託の取扱開始
	52年 5月	公益信託の取扱開始
	53年 11月	財産形成基金信託の取扱開始
	56年 1月	信託総合口座の取扱開始
	56年 6月	貸付信託「ビッグ」の取扱開始
	57年 10月	財産形成年金信託の取扱開始
	58年 4月	信託銀行オンラインキャッシュサービス(SOCS)の稼働開始(平成2年以降他業態との提携を順次拡大)
	59年 3月	土地信託の取扱開始
60年 12月	金銭信託「ヒット」の取扱開始(平成元年6月金銭信託「スーパーヒット」の取扱開始)	
63年 4月	財産形成住宅信託の取扱開始	
平成	3年 5月	国民年金基金信託の取扱開始
	4年 11月	実績配当型の指定金銭信託(ユニット型)の取扱開始
	5年 4月	金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律施行
	5年 7月	信託代理店による信託業務の取扱開始
	5年 10月	地域金融機関本体による信託業務の取扱開始
	10年 9月	資産の流動化に関する法律施行
	10年 12月	証券会社の顧客分別金信託の取扱開始
	11年 9月	退職給付信託の取扱開始
	13年 10月	確定拠出年金法施行
	14年 2月	金融機関ノ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律(兼営法)の一部改正施行(都市銀行等の信託業務の解禁等)
	14年 4月	確定給付企業年金法施行
16年 12月	改正信託業法施行(受託可能財産の範囲の拡大、信託業の担い手の拡大等)	
19年 9月	改正信託法・信託業法施行 (受託者の義務の合理化、受益者の権利行使の実効性・機動性を高めるための規律の整備、新しい類型の信託の創設等) 金融商品取引法施行	

## 3 信託業界の動き

	年月日	事項
平成22年	9月 15日	信託協会、「フラット35S」の金利引下げ措置の延長に関する要望を決定
	〃	信託協会、指定紛争解決機関としての指定を取得(10月1日より同機関としての業務を開始)
	10月 13日	信託協会、規制・制度の改善に関する提案を取りまとめ、内閣府行政刷新会議国民の声担当室に提出
	12月 16日	信託協会、「信託の受託概況(平成22年9月末現在)」を発表
	〃	信託協会、平成22年度信託研究奨励金の贈呈を決定
	12月 22日	信託協会、日本国債清算機関とともに、6月29日に公表した「国債取引における清算機関の利用拡大に係る工程表」の進捗状況について、発表
		
平成22年度信託研究奨励金贈呈式(平成23年1月18日)		
平成23年	2月 3日	信託協会、後見制度における財産管理のための信託制度について、最高裁判所事務総局、法務省民事局との間で検討を重ね、「後見制度支援信託」のしくみを取りまとめ、発表
	4月	信託協会、平成23年度信託法寄附講座等を東京大学および早稲田大学に寄付し、4月から開講
	4月 1日	中央三井トラスト・ホールディングスと住友信託銀行は、経営統合により三井住友トラスト・ホールディングスを発足
	4月 5日	信託協会会長に野中隆史みずほ信託銀行取締役社長が就任
	5月 26日	信託協会、生命保険協会およびJA共済連とともに「企業年金の受託概況(平成23年3月末現在、速報値)」を発表
	6月 9日	信託協会、「信託の受託概況(平成23年3月末現在)」を発表
	6月 10日	信託協会、東日本大震災からの復興に資する規制緩和と要望を取りまとめ、内閣府行政刷新会議国民の声担当室に提出
	6月 13日	信託協会、「公益信託の受託状況(平成23年3月末現在)」を発表
	6月 29日	信託協会、日本国債清算機関とともに、「国債取引における清算機関の利用拡大に係る工程表(平成22年6月29日公表)」の進捗状況について、発表
	7月	信託協会、平成24年度税制改正要望を決定し、金融庁等関係省庁に提出

# 6 信託協会の概要

## 1 目的および事業

信託制度の発達を図り公共の利益を増進することを目的として、次のような事業を行っています。

- ①信託に関する調査研究および資料収集
- ②信託業務および信託事務の改善に関する調査企画
- ③関係官庁等に対する提言および相互の連絡、調整
- ④信託の研究振興に関する企画、運営
- ⑤信託の社会的機能等に関する広報活動
- ⑥信託利用者の保護および利便性向上に関する活動
- ⑦相談、苦情処理および紛争解決に関する業務の企画、運営

等

### 認定個人情報保護団体

認定個人情報保護団体として、加盟会社の個人情報の適正な取扱いの確保のための業務を行っています。

## 2 組織

信託協会の組織としては、総会、理事会および理事会を補佐する機関として一般委員会、さらにその下に各種委員会、部会等を置いています。

事務局は、企画室、総務・業務・調査の各部のほか、個人情報保護推進室、信託相談所および信託文献センターをもって組織されています。

### 信託協会ホームページ



信託協会ホームページには、信託にご関心のある方のために「はじめての信託」、信託をもっと知りたい方のために「もっと信託」のコーナーを設け、信託制度、信託商品等を掲載しています。

信託協会

検索

### 信託相談所

相談受付時間 午前9時～午後5時15分  
(※土・日曜日、祝日などの銀行の休業日を除く)

電話 ☎0120-817335  
☎03-3241-7335

#### 【トラブル解決は「あっせん委員会」へ】

信託銀行等の信託業務等についてのトラブルがなかなか解決しないお客さまは、「あっせん委員会」をご利用いただけます。「あっせん委員会」とは、信託協会が設置する、弁護士、学識経験者、消費者問題専門家等で構成される中立、公正な委員会です。詳しくは、信託協会ホームページをご覧ください。

<http://www.shintaku-kyokai.or.jp/profile04.html>

### 信託文献センター

開館時間 午前9時30分～午後4時30分  
(※土・日曜日、祝日などの銀行の休業日を除く)

## 3 信託協会加盟会社一覧 (平成23年7月1日現在)

### 社員 (4社)

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社  
みずほ信託銀行株式会社

三菱UFJ信託銀行株式会社  
株式会社りそな銀行

### 準社員 (47社)

ニューヨークメロン信託銀行株式会社  
ソシエテジェネラル信託銀行株式会社  
株式会社しんぎん信託銀行  
農中信託銀行株式会社  
日証金信託銀行株式会社  
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社  
オリックス信託銀行株式会社  
株式会社琉球銀行  
株式会社静岡銀行  
株式会社八十二銀行  
株式会社広島銀行  
株式会社伊予銀行  
株式会社群馬銀行  
株式会社阿波銀行  
株式会社佐賀銀行  
株式会社肥後銀行  
株式会社四国銀行  
株式会社千葉銀行  
神奈川県信用農業協同組合連合会  
DB信託株式会社  
トランスバリュー信託株式会社  
スターツ信託株式会社  
ライツ信託株式会社  
ファースト信託株式会社

ステート・ストリート信託銀行株式会社  
野村信託銀行株式会社  
あおぞら信託銀行株式会社  
新生信託銀行株式会社  
日本マスタートラスト信託銀行株式会社  
資産管理サービス信託銀行株式会社  
株式会社三井住友銀行  
株式会社沖縄銀行  
株式会社常陽銀行  
株式会社中国銀行  
株式会社百十四銀行  
株式会社福岡銀行  
株式会社西日本シティ銀行  
スルガ銀行株式会社  
株式会社山口銀行  
株式会社東邦銀行  
株式会社新銀行東京  
株式会社整理回収機構  
日立キャピタル信託株式会社  
株式会社朝日信託  
ロンバー・オディエ・ダリエ・ヘンチ信託株式会社  
株式会社日本エスクロー信託  
株式会社日本流動化信託